## 一般競争(指名競争)参加資格について

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)における一般競争 参加資格につきましては、下記のとおりです。

記

1. 物品(製造・販売・役務提供)について

物品にかかる、一般競争参加資格は、国(中央省庁)の統一参加資格(全省庁統 一資格)をもって、管理運用法人の有資格者とします。

したがいまして、国の一般競争参加資格を有している場合は、改めて管理運用法 人への登録申請手続きは必要ありません。

2. 建設工事/測量・建設コンサルタントについて

建設工事/測量・建設コンサルタントにかかる、一般競争参加資格は、厚生労働省の一般競争参加資格をもって、管理運用法人の有資格者とします。

したがいまして、同省の一般競争参加資格を有している場合は、改めて管理運用 法人への登録申請手続きは必要ありません。

> 本件に関する問い合わせ先 年金積立金管理運用独立行政法人 総務部経理課

> > TEL: 03-3502-2485